知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公示年月日	令和４年１０月７日
招集年月日	令和４年１０月１７日
招 集 場 所	知立市役所３階　第２・第３会議室
参 集 時 間	午後１時５９分、委員１８名、事務局３名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：１杉原敬浩　２高村昭広　３林勝則　４毛受浩　５髙木芳夫 ６永田治男　７杉浦直美　８石原國彦　９鈴木和幸１０藤井公人 １１池田とみゑ　１２竹本有基　１３岡田均　１４成瀬廣美 推進委員：１５平澤信幸　１６中野明夫　１７岡田教孝　１８石川勝幸 計１８名
事　務　局	市民部長＝小栗朋広、事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝奥村由美子、脇坂　真也
欠 席 委 員	なし
開 会 時 間	午後２時０７分　開会宣言 総会規則第７条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。（会長）
日 程 第 一	午後２時０７分　議事録署名委員の指名 １杉原　敬浩委員　２高村　昭広委員　を指名します（会長）
日 程 第 二	議案の審議
議案第１号 １番 ２番 ３番	農地法第３条の規定による許可申請について 【議案第１号１番、２番、３番について議案書をもとに一括説明】 会　長：地元の農業委員さん補足の説明はありますか。 委員７：水田については地元の耕作者の方が耕作されており今後も依頼をしていく予定であり、畑に関しては譲受人、譲渡人と共同で耕作していくと伺っております。 会　長：この方たちは全く耕作されていないのですか。 委員７：畑は自身で耕作されています 会　長：他にご意見・ご質問等はありますか。 委員３：今回農地法第３条許可の案件として審議しておりますが、今後農地法第５条の転用など、早期に転用の話がでてくるような予定はないということでよろしいでしょうか。 事務局：原則、第３条許可を出した際は、早期転用（およそ３年間）することがないよう指導しておりますが、今年度に入り県の方から、第３条許可を出した後でも、早期転用を理由に転用を認めないのは運用上適切ではないという通知が発出されましたので、第３条許可後に農地転用が出てきても事実上は止めることはできません。

	委員２：実質、生前贈与という捉え方ですよね。ご自身でやるという条件で許可されるものだと思いますが、現状請け負って下さる方がいて作業委託という形で託されているのだと思います。市街化エリアや他のエリアでも生前贈与が盛んになってくるのではないかという中で、生前贈与がだめだというわけではないですが、委員会としてそれをどのように捉えるか求められます。 １番案件の移転後面積が２，３１６㎡がどういう積算であるのか教えてください。 事務局：議案書に記載されている譲受人の面積は現時点での面積となります。議案第１号１番の譲受人は譲渡人と同世帯であるた移転後も経営面積は同じになります。しかし、２番、３番案件の譲受人は別世帯となるため、移転後の面積は現在の経営面積４，９９１㎡から２番、３番案件の合計面積である２，６７５㎡が引かれることになりますので、経営面積が２，３１６㎡となります。２番、３番については同世帯となりますので最終的には合算された経営面積になります。こちらに関しては譲渡人と一緒に耕作していますが、世帯が別なので、現状は０となっておりますが、移転後は２，６７５㎡となります。 会　長：他にご意見・ご質問等はありますか。 委　員：（意見なし） 事務局：申請自体はこの議案書通りとなっておりますが、今後も他の方に預けられるというお話が先程委員７さんからございました。 その場合、農地法第３条の許可要件に該当しないことになります。申請の内容と委員さんの聞き取り内容が相違することが分かりましたので、事務局より再度ご本人、もしくは行政書士に確認し、来月総会時に再度議案としてあげるかを検討したいと思いますがよろしいでしょうか。 会　長：事務局から補足説明がありましたが、申請の要件は整っているようですが、少し地元委員の聞取り内容と相違する点がある事が判明しました。従って、本案件につきましてはいずれも、保留としたいと思いますがよろしいでしょうか。 委　員：(意見なし) 会　長：それでは、保留といたします。 （午後２時２７分）
議案第２号 １番 ２番	農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第２号１番について議案書をもとに説明】 会　長：地元の農業委員さん補足の説明はありますか。 委員５：配水については、既設の排水路へ放流する計画であるため、問題ないかと思われます。 会　長：他にご意見・ご質問等はありますか。 委　員：（意見なし） 会　長：それでは意見なしといたします。

	（午後２時３６分） 【議案第２号２番について議案書をもとに説明】 会　長：地元の農業委員さん補足の説明はありますか。 委員５：土地の上が道路ですが、現状田んぼの水路の落とし口がここにあります。ですからこのように作ると落とし口がなくなるので、新しく落とし口を作ってくださいと指導しました。ここに残りの田んぼも併せての落とし口にするとゴミ等で詰まる可能性がありますので、一番近いところで別に落としてくださいと指導しました。以上です。 会　長：その他いかがですか。 委員２：コンクリートブロックを積む計画の家が多いのですが、その外側に畦を作っていただきたいです。ぎりぎりまで苗を植えてしまうと、ブロックを傷つけてはいけないので、作業委託を請け負って刈る時に機械が近くまで寄ることができません。他にもブロックで水はけ穴がないと、擁壁から雨水が下に溜まり、それが田んぼに流出するという事があります。U 字溝が入っていないところが結構あり、近年のゲリラ豪雨などで擁壁から水がかなりでてきます。隣接する田んぼがその方の自作の土地であれば問題にならないかもしれませんが、仮に作業委託など頼まれたりするのであれば、手間かもしれませんが、セットバックして畦を作るなどといった話を行政から指導していただけると助かります。 会　長：その辺りはどうですか、この田んぼは今回の案件の方の田んぼですか。 事務局：計画段階で配慮するように伝えることはできます。隣地が他の所有者や営農者が耕作している場合は早期に説明をするように相談時にお伝えはしております。 会　長：他にご意見・ご質問等はありますか。 委　員：（意見なし） 会　長：それでは意見なしといたします。 （午後２時４６分）
日程第三 報告案件 １号 ２号 ３号	会　長：報告案件について、何かご意見・ご質問等はございませんか。 委員２：資材置場や住宅建築の際に足場を組むのですが、足場を組んだ時の部品や建築廃材等が田んぼへ落下・流出していること多くみられます。稲刈りの時に機械に絡まり故障の原因になってしまいます。作業されている業者がみえる時は話ができて保障もしてもらえますが、業者が撤退した後に見つけた時はこちらも対応ができず困っています。その辺りについて行政等から指導をしてもらえると助かります。 会　長：案件とは関係ありませんが、建築許可だすところで何とか言えるかもしれませんね。そういったことがあるという事だけ共通認識としておきましょう。他に何かありませんか。 委　員：（意見なし）

	会　長：それでは、議案の審議は以上といたします。 （午後２時５０分）
日程第四 その他	・活動状況報告について（事務局） ・配布物の所在確認について
閉会時間	午後２時５２分　閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。